



国際犯罪学会 第16回世界大会

「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域主催 公開シンポジウム

「科学的根拠に基づく子どもの被害防止—研究から実践へ—」

独立行政法人科学技術振興機構社会技術研究開発センターが進めている「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域は、平成23年8月8日（月）国際犯罪学会第16回世界大会において、『科学的根拠に基づく子どもの被害防止 研究から実践へ』と題した公開シンポジウムを神戸国際会議場で開催した。

社会技術研究開発センターが平成19年にスタートしたこの領域では、科学的知見や手法を導入して、子どもの犯罪被害防止の取り組みを効果的かつ持続的なものにしていくことを目的に、13の研究開発プロジェクトを進めている。

今回のシンポジウムでは、その中から三つのプロジェクトの代表者と海外の研究者が登壇し、各プロジェクトの概要や成果の紹介に加え、研究成果を社会実装するための取り組みや課題、今後の展望などを討論した。

研究成果の社会実装が重要

開催にあたり「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域の総括を務める片山恒雄・東京電機大学教授が挨拶。「わが国の犯罪認知件数は減少しているが、虐待に関する相談件数は増え続けている。子どもの犯罪被害防止を目指して13のプロジェクトが研究開発に取り組んでいるが、領域を進める中で、多くの研究課題が存在することが分かり、13のプロジェクトではほんの一部をカバーするに過ぎないことも実感している」と、この領域の奥深さを述べた。



「犯罪からの子どもの安全」
研究開発領域総括・
東京電機大学教授 片山恒雄氏

その上で、「研究開発を進めていく上で多くの課題を抱えているが、もっとも重要なことは研究を研究で終わらせないことだ。実際に問題を抱える方々と緊密な連携を保ちながら、社会に役に立てるように取り組んでいくことが大切だ」と、研究成果を社会に応用していくことの重要性を訴えた。

シンポジウム前半では、この領域を進める三つのプロジェクトと、英国レスター大学のレイ・ブル（Ray BULL）教授から、それぞれの取り組みを紹介。後半はこの4人にモデレーターとして社会技術研究開発センター長の有本建男氏が加わり、総合討論を行った。

子どもの行動パターン把握が基礎

科学警察研究所で犯罪行動科学部長を務める原田豊氏は、『公共空間における子どもの被害の把握』をテーマに講演した。平成19年度から「子どもの被害の測定と防犯活動の実証的基盤の確立」プロジェクトの代表を務める原田氏は、「科学的根拠に基づいて焦点を絞った対策を採ることがもっとも大事」とする考え方をベースに、犯罪・非行の経歴の継続的分析、地理情報システム（GIS：Geographic Information System）を用いた犯罪の地理的分析など、先進的手法による実証的犯罪研究に尽力していることを紹介した。この考え方を子どもの被害防止に応用することを目指し、調査研究や草の根活動の支援などを積極的に行っている。

原田氏の調査研究の基盤となるのが子どもの行動パターンだ。自宅、学校、通学路、公園、その他お気に入りの場所など、子どもの行動範囲を把握することで犯罪を防ごうとい

う取り組みだ。原田氏は、「時間的・空間的に犯罪者と子どもが出あったときに被害のリスクが高まる。子どもは空間的に自由に動き回っているが、ある程度の決まったパターンをもって日常的に行動することが分かっている」と説明。その上で、「動き回る犯罪のターゲット（子ども）に対する被害防止の取り組みでは、いかに狙いを絞るか大事」とし、そのための“二つのものさし”を提案している。

一つは小さな被害や危ない経験・怖い経験をした「ヒヤリ・ハット」の計測。もう一つは「GPS（Global Positioning System）端末」を用いた子どもの日常的な行動の計測だ。「ヒヤリ・ハット」では、何処でどのような出来事に遭遇したのかなどの「ヒヤリ・ハット」



科学警察研究所
犯罪行動科学部長 原田豊氏

の情報を共有することで、実態に即した見守りを行う人々の取り組みの支援につながるものと期待している。一方、「GPS 端末」では、約八十人の子どもによるフィールド調査を実施し、場所や時間帯などによって行動パターンを把握できることを確認した。

原田氏は「子どもの行動パターンを把握し、それぞれの施設や場所で適切な大人に見守りに協力してもらうことで、子どもの行動に沿った被害防止が可能になるのではないか」と方策を提起した。

虐待事例をデータベース化

独立行政法人産業技術総合研究所デジタルヒューマン工学研究センター傷害予防工学研究チーム長で緑園こどもクリニック院長も務める山中龍宏氏は、『乳幼児に対する犯罪への科学的アプローチ』をテーマに講演した。



(独)産業技術総合研究所
デジタルヒューマン工学研究センター
傷害予防工学研究チーム長・
緑園こどもクリニック院長 山中龍宏氏

山中氏は、医師らが虐待か否かを明確に判断できるようにするための支援ソフトウェア作成に向けて、虐待事例などを収集したデータベースの構築を進めており、この研究についての成果や課題を紹介した。

「児童虐待の相談対応件数は年々増えているが、虐待は密室で行われていることが多く、また不慮の事故と虐待とを見極めることも非常に困難で、医療現場や保育所は苦勞されている。私達のプロジェクトでは、そうした困難を解決するシステムの開発を目指している」と山中氏は冒頭に説明。具体的には、虐待事例の情報収集や、ダミー人形による実験や保護者のヒアリング結果などから、虐待による症状や怪我の具合などをデータベース化する。そのデータベースを活用して、怪我の状況や部位などから、不慮の事故か、それとも虐待なのかを、明確に判別することを目指している。

「不慮の事故と、意図的な事故は、どうしてもオーバーラップする部分がありうる。これを判別することで1件でも多くの虐待を見つけることができる。すでに、警察などからの鑑定の依頼も増えてきている」と説明した。

現在は、新たな取り組みとして、自治体や

児童相談所などを加え、どのような社会システムとして運用するべきかを検討している。また、医療機関や保育所などの関係者を対象に、相談窓口を平成24年春にもWEB上に開設する予定であることを表明した。「これまで苦しんできた子どもたちのデータを集めて、いま苦しんでいる子どもたちのために活用できたら」と最後にコメントした。

日本人に適した司法面接法を開発

北海道大学文学研究科の仲真紀子教授は、『司法面接による子どもの被害把握』をテーマに、司法面接の取り組みと児童相談所との協働活動などについて説明した。同氏は認知心理学・発達心理学を専攻しており、子どもが自身の体験を大人にどのように伝えるのか、あるいは子どもとどのような会話をすることで発話を促すことができるかなどを研究



北海道大学文学研究科教授
仲真紀子氏

している。司法面接とは出来事に関する情報をより正確に、より多く聴取しようとする手法で、早い時期に、本人の言葉で自由報告させ、原則として1回の面接で、必ずビデオ録画を行う手法を目指している。こうした方針を定めた英国のガイドラインなどを紹介しながら、日本での司法面接の取り組みを解説した。

「子どもから証言を取ることはとても難しく、結果的に面接が繰り返して行われてしま

う。その過程で子どもの記憶が変容し、また何度も辛い質問を受けることで精神的な負担が増え、トラウマを生じさせてしまっている」と、現状の問題点を指摘した。

そこで、同氏らが研究を進めているのが司法面接法の開発だ。「レイ・ブル氏の協力も仰ぎながら、日本の子どものための司法面接法の開発と訓練、効果測定の研究を進めている」とし、北海道の児童相談所などと連携をしながら行っているトレーニングを紹介した。北海道大学では年間24人を対象に、4日間のトレーニングを実施しており、講義、グループワークで面接計画、面接結果の分析、ロールプレイングによる面接・記録などを実施している。

「トレーニングを受けた方に現場で実践に移してもらい、実際に現場で実践した際の問題などをフィードバックしていただく。こういったサイクルで継続的な研究を進めている」。現在ではトレーニングを全国にも提供し、また北海道の児童相談所では、平成23年春から録画のできる面接室を作るなど、社会実装が進んでいることも紹介した。

適切な面接技術の確立へ

最後に英国レスター大学 犯罪心理学部教授のレイ・ブル氏が『面接官の訓練：英国における研究者と実務家の協働』と題して英国の事例などを紹介した。英国では1986年に取り調べの録音・録画が法制化され、研究によって警察官の取り調べの問題点を明らかにしている。面接法のガイドラインや訓練プログラムが整備されていった経緯や成果について紹介した。ブル氏は「かつて英国でも様々な問題があった。目撃者の間違った証言、子どもへの不適切なインタビュー、また被疑者による虚偽の自白などの例が報告された。その原因が取り調べの方法だった。警察が適切な面接技術を持っていなかったことが要因になっているとの結論を得た」と、1986年の立

法化の背景を説明した。

英国ではロンドン警察の幹部が、信頼のにおける取り調べを行うために心理学の観点から面接手法を改善できないかと考え、調査と研究が開始された。ブル氏は「彼らが考えたのは、被害者、目撃者ともに同じ面接方法が有効であるということだ。被疑者は、警察官や司法関係者らとの信頼関係や証拠の度合いによって、否認するか自白するかを決めることが多いようだ。子どもたちに対する面接も含めて、容疑者が浮かび上がった段階で、できる限り早い段階で、面接の訓練を受けた警察官が、当該者の面接を実施することが大事である」と述べた。

また、ブル氏は録音・録画するメリットについて次のように述べている。



英国レスター大学 犯罪心理学部教授
レイ・ブル氏

「一定の水準にある面接が行われたと裁判官が判断すれば、証拠として利用することができる。また、被疑者を犯人かどうか見極めるためではなく、取り調べの内容を改善し、さらによりよい取り調べを行う上でも録音・録画する意味は十分にある」

英国では2011年、警察署長協会が目撃者の証言から犯人の特定につながる情報を聞き出すための委員会を立ち上げた。「犯罪の容疑者の特定に結び付くような情報を、目撃者から得るためにはどうしたら良いかを考える委員会、私もメンバーに選ばれた。心理学

者も含まれており、エビデンス・ベースの研究に基づいた助言を得ようと試みている」とブル氏は今後の取り組みにも言及した。

総合討論

総合討論は、『科学的根拠に基づく子どもの被害防止を社会実装するために』と題して、社会技術研究開発センター長の有本建男氏をモデレーターに、前半に講演した4人を迎えて、主に三つの論点について討論を行った。「(1)社会実装を踏まえて研究開発を進める上で見えてきた課題」、「(2)研究を進めるために何が必要か」、「(3)研究成果の社会実装をするために何が必要か」について、それぞれの研究プロジェクトの視点から見解を述べた。

社会実装に向けた課題

まず「(1)社会実装を踏まえて研究開発を進める上で見えてきた課題」について、原田氏は「私達の研究の成果をお返しする先は、地域で自主的な防犯活動をしているボランティアの方々だ。実際に社会実装したときに、そのボランティアの方々が費用を負担しなくて済む仕組みを作れるかどうかが大きな課題となる。情報共有のための地図の整備や、GPSの精度を高めるための測位衛星の整備も必要だ。国や自治体なども含めて費用負担を分かち合うような仕組みが求められている」とコスト面での課題を挙げた。

山中氏は「身体的虐待を見極めるためのシステム構築を進めていく中で、大きな課題の一つとなっているのが、すでに存在するデータの利活用がされていないことだ。医療機関、児童相談所、警察などに、多くの事例が収集されているにもかかわらず、そこで止まっており分析が行われていない。データの質もまちまちで利用もされていない」と各機関が所有するデータ管理・連携についての問題点を指摘した。その上

で、相談窓口が分かりにくいことも課題として挙げた。「児童虐待にかかわるステークホルダーが多岐にわたっており、地域によっても中心となる機関が異なるため、どこに相談すればいいのかが分かりにくいケースも多いようだ」と現状を説明した。

一方、仲氏は、法的問題や、研修を受けた方々の人事異動の問題などを指摘した。さらに、司法面接においては面接回数が増えてしまいう現状を課題として挙げた。同氏が進める司法面接では、子どもから正確で多くの情報

を、かつ少ない回数で聞き出すことが求められているが、「児童相談所の職員が第一段階で上手に聞き取りができたとしても、伝聞証拠の例外とはならず、法廷で採用されず、結局、警察官などが再度聞き取ることになり、1回の面接では済まない例が多々

ある」と法的な壁があることを挙げた。また、一般論として、警察は敷居が高いと感じている人も多く、「家庭内での虐待であれば



(独) 科学技術振興機構
社会技術研究開発センター
センター長 有本建男氏

児童相談所、それ以外であれば警察になるが、窓口がどこなのか、なお徹底しきれていない」と山中氏と同じく窓口が明確でないことを指摘し、「その結果、やはり多くの聴き取りが行われることに繋がる」と危惧した。

これについてブル氏は「研究を社会に還元するためには、そもそも研究の設計の段階からエンドユーザーのことを考えたアプローチにするべきだ。最終的に成果を享受する人びと

に最初の段階から関わってもらうことが理想だろう。また、社会実装していく上では、コストについても十分な検討が必要で、かかるコストは研究を評価する上でも重要になる」とコメントした。

広範囲の連携が必須

「(2) 研究を進めるために何が必要か」については、原田氏は「すでに行われている防犯の取り組みを否定するのではなく、これまで地域などで行われてきたやり方を大きく変更しないで、改善するための提案として新しい仕組みを導入する。ブル先生の言うように、このような改善手法を強く意識して取り組んでいる」と説明した。

これに対して山中氏は「われわれはむしろ、目の前に虐待で死亡した子どもがいるので、必要に迫られて研究を行っているのが実態だ。私は小児科医だが、子どもの身体的虐待の問題を解決するために必要な法医学、心理学、歯科医、放射線関係、あるいは機械工学、情報工学の専門家らを集めることができた。すでに十件ほど依頼が来たが、警察なども協力して現場検証や実験を繰り返しながら



総合討論『科学的根拠に基づく子どもの被害防止を社会実装するために』

ら、今後もデータを蓄積していきたいと考えている」と職種の壁を超えた学際的連携の重要性に言及した。

また、「オーストラリアでは小児の死亡の全データが1か所に集まるようになっている。米国でも州によっては、子どもの死因登録が行われている。これにならい、日本小児科学会でも死因登録のための委員会を最近設置した」と具体的な取り組みについても紹介した。

また、仲氏は「世界の科学者との連携を強めることと、他方で日本特有の現場に基づいた研究も重ねていくことで、海外と同じ目線で研究を進めることができる。海外とのネットワークが研究を進めていく上での基盤になるのではないかと、海外に目を向けた取り組みにも注力している。

科学的根拠と評価研究

ここでモデレーターの有本氏は来場者からの質問も紹介。仲氏には「司法面接ではどれだけ体験に基づいた内容を聞き出しているのか、またその系統的な評価研究はあるか」、ブル氏には「子どもと大人、男性と女性、老

人と若者といった属性に応じてインタビュー方法を変えるのか」といった、評価研究とその実践への応用についての質問を投げかけた。

仲氏は「(供述が正しいか否かは)実際には“神のみぞ知る”というのが正直なところ」とした上で、既存の評価研究について次のように紹介した。「いわゆる司法面接法ではない手法に基づいている面接に比べて、自由報告を主とする司法面接で得られた子どもの供述は、第三者が現実に証拠の有無に関わらずに分析しても、確かに蓋然性が高いか低いかを判断しやすいという報告がある。自由報告によって得られる供述は正確性が高いことも確認されている。子どもの供述がどれほど自由報告によって得られているか、面接者が情報を引き出すのではなく、面接者からの質問に含まれていない情報を子どもがどれくらい自発的に報告しているかが、評価の大きな決め手になるのでは」とコメントした。

一方、ブル氏は「性別の違いはそれほど重要ではない、とする報告もある。一方で、虐待を受けたであろう子どもに面接官の性別について聞くと、たいてい女性の面接官はイヤだと言う。この背景としては、加害者を止められなかったのが母親だからという理由で、女性に聞かれるのは嫌だと大半の女の子が回答した研究もある。幼い子どもはなかなか自発的に自由に報告することができないし、例えば脳障がいのある子どもであれば『Yes or No』としか応えられない場合もあるだろう」として、やはり性別や年齢などの属性によって手法を若干変える必要があることも示唆した。

さまざまな実装の形

今回の大きなテーマである「(3)の研究成果の社会実装をするために何が必要か」の質

問について原田氏は「科学というのは、むしろ考え方や理論、測定など基本的な手続き論に関することだと思う。その考え方が、多くの人びとに理解されることで、知恵と力をさらに結集することができる。そのような方向性を意識しながら、最後は世の中に返せるような取り組みにする。そのためには、お互いが歩み寄る、ということも非常に大切だと思う」と研究と実務に携わる関係者同士の連携の必要性を訴えた。

また、仲氏は「司法面接を実装するためには、ただ単に使ってください、というわけにはいかない。要請をもとに研修を行い、評価されることで他の自治体などにも広げ、多くのフィードバックを改善につなげていく仕組みを作ることも必要だ。まずは要請に対してしっかり準備しておくことが重要になる」とし、関係機関との連携を意識した上で、地道に準備しておくことの大切さにも触れた。

一方、山中氏は「何を持って“実装”と呼ぶかを、明確にする必要がある」と前置きした上で、「各研究領域によって実装の形は異なる。私のプロジェクトの場合は医師がエンドユーザーとなるため、既に社会実装していると見ることもできる。また、医師らの職種を越えたグループを立ち上げたことは、これまではなかった仕組みを作ったという意味では社会実装の一つの形だと考えている」と、それぞれに社会実装の形が異なることにも言及した。

これに対してブル氏は、「社会実装が何を意味するのかは、私自身も明確には答えられません、研究者と実務家との協働では、研究を進めるにあたり、いかに実務家の協力が得られるかが重要になる。どんな研究でも最終的には効果的な社会実装が必要だ」と締めくくった。